

日行連発第 392 号
平成 30 年 7 月 18 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
許認可業務部
部長 矢野 浩司

「新たな住宅セーフティネット制度」におけるセーフティネット住宅の
登録申請手続の簡素化について（周知）

高齢者・低額所得者・子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対し、民間の空き家等を賃貸住宅として貸し出し、円滑な入居を促進する「新たな住宅セーフティネット制度」が、平成 29 年 10 月 25 日に創設されました。

今般、セーフティネット住宅の登録申請手続きの負担軽減を図るため、申請書の記載事項や添付書類等を大幅に簡素化する改正がなされましたので、会員各位に周知の程よろしくお願いいたします。

詳細については、下記 URL より、ご確認ください。

【URL】 http://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000124.html

（セーフティネット住宅の申請手続き簡素化により、登録が迅速に！～添付資料等の削減により手続き負担の軽減と審査時間を短縮～）

【参考】 新しい住宅セーフティネット法の施行について（周知）
（平成 29 年 10 月 24 日付け、日行連発第 720 号）

以上

日行連発第 720 号
平成 29 年 10 月 24 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
許認可業務部
部長 矢野 浩司

新しい住宅セーフティネット法の施行について（周知）

住宅市場において自力での居住住宅を確保することが難しい高齢者・低額所得者・子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対し、民間の空き家・空き室等を賃貸住宅として貸し出し、円滑な入居を促進する措置を追加する「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）が、平成 29 年 10 月 25 日に施行されます。

本改正法により、賃貸住宅の登録、居住支援法人の指定申請、これらに伴う補助金申請などが創設され、これらは行政書士業務として考えられます。

つきましては、各単位会におかれましては、各会員が支障なく業務を遂行できるよう、周知を図られたく、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、当会からは、別添の会長声明を公表しましたのでご参照ください。

【別添】新たな住宅セーフティネット制度に関する会長声明～行政書士が全面的に支援します～（平成 29 年 10 月 19 日公表）

【参考】新しい住宅セーフティネット法が 10 月 25 日から施行されます。
（国土交通省 報道発表）

http://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000115.html

以上